

河北町産婦健康診査・1か月児健康診査費用の助成について

河北町では、健やかに子どもを産み育てる環境を整えるため、産婦健康診査と1か月児健康診査の費用を一部助成します。

産婦健康診査

【助成対象者】

河北町に住民票がある令和8年4月1日以降に産婦健康診査を受診する方

- ① 産後2週間の産婦健康診査の対象者
：産後4週6日までの産婦
- ② 産後1か月の産婦健康診査の対象者
：産後8週6日までの産婦

【助成額・回数】

1回5,000円を上限として2回まで

【健診項目】

問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、アンケート等

1か月児健康診査

【助成対象者】

河北町に住民票がある令和8年4月1日以降に生後満2か月になる日の前日まで(※)に、出生後初めて1か月児健康診査を受診する乳児

※主治医の判断のもと1か月児健康診査を受診する早産児にあつては、修正月齢において生後満2か月になる日の前日まで

【助成額・回数】

1回6,000円を上限として1回まで

【健診項目】

身体発育状況、栄養状態、疾病および異常の有無等

受診方法

〈県内の医療機関で受診する場合〉

- ① 医療機関に**事前に**予約をしてください。
- ② **受診前に**、「受診票」の**太枠内**を記入してください。
- ③ 医療機関に、「母子健康手帳」と「受診票」を提出してください。

※産後2週間と産後1か月では、使用する受診票が異なりますので、受診票右上の受診時期をご確認のうえ、**時期に応じた受診票をご使用ください。**

※健診費用が助成上限額を超えた場合は、残額をお支払いください。

〈県外の医療機関で受診する場合〉

里帰り等により県外の医療機関で健康診査を受ける方は、河北町の「受診票」は使用できません。

県外の医療機関で健康診査を受けられた場合は、健康診査にかかった費用を一旦医療機関にお支払い後、河北町に申請していただくことで費用の助成が受けられます。詳しくは下記までお問い合わせください。



【お問い合わせ】

河北町子どもみらい課子ども家庭センター

電話 85-0399 (平日 8:30~17:15)